○独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（財務諸表） 第十条　情報・研修館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） 第十条の二　情報・研修館に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 ２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　情報・研修館の目的及び業務内容 ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］	（財務諸表） 第十条　情報・研修館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） 第十条の二　情報・研修館に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 ２　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　情報・研修館に関する基礎的な情報 イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の情報・研修館の概要 ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び

二　国の政策における情報・研修館の位置付け及び役割
三　中期目標の概要
［削る］
［削る］
［削る］
四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
［削る］
［削る］
五　中期計画及び年度計画の概要
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八　業績の適正な評価に資する情報
九　業務の成果及び当該業務に要した資源
十　予算及び決算の概要
十一　財務諸表の要約
十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明
十三　内部統制の運用状況
十四　情報・研修館に関する基礎的な情報
［削る］

平均年齢並びに情報・研修館への出向者の数
二　財務諸表の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　予算及び決算の概要
ハ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（情報・研修館を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。